

四日市市訓令第5号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市自転車競走制裁審議会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市自転車競走制裁審議会規程の一部を改正する規程

四日市市自転車競走制裁審議会規程（昭和27年四日市市規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第4条 審議会は、開催執務委員の <u>半数</u> 以上出席しなければ開会することができない。	第4条 審議会は、開催執務委員の <u>3分の2以上</u> 出席しなければ開会することができない。

附 則

この規程は、令和元年5月2日から施行する。

(商工農水部けいりん事業課)